

防府市告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月三十日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月三十日

防府市長
池田 豊

○七―〇七六	岡村二号線	岡村町五九三番一五地先から 岡村町五九六番三地先まで	令和三年六月三十日
○七―〇七七	石が口十二号線	桑南二丁目九四一番一〇地先から 桑南二丁目九四一番二〇地先まで	令和三年六月三十日
○八―一〇〇	上地上新前町線	大字田島字上地一筋第三八〇一 〇地先から 大字田島字上地一筋第二七九七番 一〇地先まで	令和三年六月三十日
○八―一〇一	西須賀十六号線	大字新田字田中九四八番五地先から 大字新田字田中九四八番一八地先まで	令和三年六月三十日
○八―一〇二	上地上新前町一号線	大字田島字上地一筋第一七八一番 二地先から 大字田島字上地一筋第二七九二番 九地先まで	令和三年六月三十日
○九―一〇七	共進町線	戎町二丁目一一八九番五地先から 戎町二丁目一一八九番八地先まで	令和三年六月三十日
○九―一〇八	共進町一号線	戎町二丁目一一八九番一六地先から 戎町二丁目一一八九番八地先まで	令和三年六月三十日
○九―一〇九	美和町二号線	美和町一六五六番九地先から 美和町一六五六番九地先まで	令和三年六月三十日
○九―一一〇	迫戸六号線	迫戸町一六四番一〇地先から 迫戸町一六四番一〇地先まで	令和三年六月三十日
一二―二三六	下木部十一号線	大字牟礼字出合四九〇番七地先から 大字牟礼字友次四九〇番一〇地先まで	令和三年六月三十日

一三―〇六〇	一二―二三九	一二―二三八	一二―二三七
椿 峠 線	牟礼水谷五号線	酔貝九号線	柳十五号線
大字富海字梶ヶ迫六三番二地先まで	大字江泊字水谷一四〇四番一三地先まで	酔貝三八九一番一地从先まで	牟礼柳三〇九七番一七地从先まで
令和三年六月三十日	令和三年六月三十日	令和三年六月三十日	令和三年六月三十日